

議員提出第8号

令和7年12月19日

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

福祉教育委員長 大竹 啓正

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める意見書

国による医療費削減政策が推しすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急の受け入れや入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で 1,042 市町村を超えていいます。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6 病院団体（日本病院会・全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなります」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしました。このままでは医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。

また、政府は看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを令和 3 年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07% (5,772 円) に留まり、令和 7 年民間主要企業春季賃上げ平均率 5.52% (平均額 18,629 円) に遠く及ぼません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について要望します。

記

1 令和 8 年度の診療報酬改定と合わせ、1 年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各 10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、令和 7 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 19 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎

議員提出第9号

令和7年12月19日

消費税減税を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

提出者

安曇野市議会議員 矢澤 育彦

賛成者

安曇野市議会議員 内川 集雄

安曇野市議会議員 白井 泰彦

安曇野市議会議員 木船 潤一

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

消費税減税を求める意見書

近年の異常な物価の上昇は、市民の暮らしを大きく圧迫しています。

また、多くの人々は低賃金にあえいでおり、年金も生活保護費も物価上昇に見合うものとなっていません。

市民の暮らしを守るため、消費税減税の実現に向けて、協議を推し進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 19 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎

議員提出第 10 号

令和 7 年 12 月 19 日

東京電力柏崎刈羽原発 6、7 号機の再稼働の見直しと
近隣県民の意思の確認を求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、上記の
議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 増田 望三郎 様

提出者

安曇野市議会議員 白井 泰彦

賛成者

安曇野市議会議員 菊池 久美子

宛 先

原子力規制委員会委員長

長野県議会議長

長野県知事

東京電力柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働の見直しと
近隣県民の意思の確認を求める意見書

東京電力柏崎刈羽原発6、7号機について、花角英世知事が11月21日再稼働を容認する考えを表明し、新潟県議会12月定例で結論が出されます。しかし、再稼働には様々な問題があり、到底容認できるものではありません。また、原発事故が起これば、隣接する県にも多大な被害が予想されます。

- 1 福島第1原発の悲惨な事故を引き起こした東電に原発を稼働させる資格はありません。
2025年11月6日公表の新潟県民意識調査では、「東京電力が柏崎刈羽原発を運転することは心配だ」は69%ありました。これは、新潟県民が検査データの改ざんやIDカード不正使用、侵入検知器の故障放置、テロ対策文書の不正コピー、規制対象の工具や重機の未申請のままのゲート通過など、東電のずさんさを目の当たりにしてきたからです。福島第1原発事故は、14年が過ぎてもいまだ事故は収束せず、ふるさとを追われ、ふるさとのくらしと歴史、文化を奪われた多くの人々がいます。東電旧経営陣の責任を問う刑事裁判で最高裁は上告を棄却しましたが、だれも刑事責任を問われず、国も東京電力も責任を問われないことは不当だと言わざるを得ません。880トンあるといわれている燃料デブリを試験的に取り出せたのはわずか0.7グラムにすぎず、ALPS処理水の海洋放出処理の過程で発生する放射性物質を含む汚泥（スラリー）の保管容量はほぼ満杯となり、その他の放射性廃棄物の処分についても見通しが立っていません。
- 2 重要な問題が解決していません。
 - (1) 地盤はもろく、敷地内には何本もの断層が見つかり実際に地震の影響も受けています。
 - (2) 柏崎刈羽原発の避難計画では、現実に避難は困難です。
 - (3) 戦争による攻撃には対応できません。
 - (4) 再エネ推進は国産材によるものを増やしていくことにより、深刻な危険をはらむ原発だけでなく外資への依存度も下げながら、エネルギー自給率も高めることができます。
 - (5) いったん柏崎刈羽原発に事故が起これば、長野県を含む近隣県に広範な放射能汚染の危険があります。
- 3 新潟県議会が新潟県民の世論を反映しているかどうか疑問であり、結論には、近隣県民の世論も反映されるべきです。
2025年11月6日公表の新潟県民意識調査では、再稼働の条件が「整っているとは思わない」が60%と多数を占め、「どのような対策を行ったとしても再稼働すべきでない」も50%です。県民は再稼働を認めていません。近隣県民の世論も反映されていません。

よって、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 柏崎刈羽原発の再稼働に当たり、長野県を含む広域の被害想定を明確に示し、その安全対策の内容と根拠を県民に丁寧に説明すること。
- 2 隣接する県民の意思を確認し、同意を得ないまま再稼働を進めないこと。
- 3 万一の事故に備えた責任の所在と補償の仕組みを明確にすること。

以上、長野県民と近隣県民の暮らしを守ることは、最優先であるべき責務であり、要請について誠実に対応されるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 19 日

原子力規制委員会委員長
長野県議会議長
長野県知事

宛て

長野県安曇野市議会議長 増田 望三郎